

学校図書館専門職養成制度の構造的な特徴と課題：パワーポリティクスの視点から

吉澤小百合（筑波大学大学院） ysayuri0226@gmail.com

1. 研究背景と研究目的

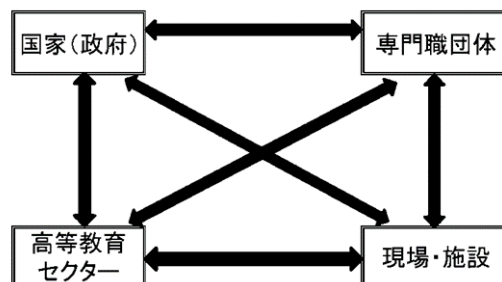
1954年に学校図書館法（以下、学図法とする）が可決し、1997年に司書教諭が必置化され、2014年学校司書の法制化が成された。60年に渡って司書教諭・学校司書に関する法整備や環境整備は続けられているが、未だにその養成制度は課題が山積する。日本的専門職養成を構造的に研究する橋本鉦市は、一つの専門職が職場に就くまでのプロセスを「高等教育—資格試験—現場採用」という三段階に分けている。そして、「国家」、「高等教育機関」、「市場」という三者のパワーバランスが各段階における当該専門職の量と質を左右するとして、これらのアクター間の相互関係性を分析している。司書教諭と学校司書について、このようなアクター間の関係性を観点とした構造的な分析はまだ行われていない。しかし、司書教諭と学校司書には複数の専門職団体が存在し、様々な立場による意見統一を目指して歴史の中で行われてきた。そのため、アクター間の関係性から専門職としての特徴や課題を理解するという手法は効果的ではないかと考えた。

そこで本研究では、アクター間の関係性に視点を当て、学校図書館専門職養成制度について分析を行い、その構造的な特徴と課題を明らかにすることを目的とする。

2. 研究方法

本研究が対象とする期間は、戦後から2014年学図法改正までであるが、学校図書館専門職養成制度について多くの転換点を孕んだ1990年代以降を中心に分析する。研究方法は文献調査である。分析においては、「国家」、「高等教育機関」、「専門職団体」、「現場・施設」という四つのセクターに所属するアクターを対象とする。この四つのセクターは橋本が2013年の

シンポジウムにおいて「市場」セクターを「専門職団体」と「現場・施設」に分ける捉え方を示したものである。学校図書館専門職の場合は「専門職団体」と「現場・施設」が同一の集団・勢力であると捉えることが難しく、この四つのセクターのモデルを採用する。



第1図パワーポリティクスの図式（構図）²⁾

本研究では、学校図書館専門職養成制度の形成過程において、これらの四つのセクター間でどのような議論がなされ、関係性が構築されてきたのかをパワーポリティクスの観点から分析する。本研究においてパワーポリティクスは、各アクターが自らの利益や影響力の獲得を目的に力行使し合う相互関係性という意味で用いたい。

3. 調査結果の分析

ここでは、学校図書館専門職養成制度に関する過程を、(1)戦後から1980年代、(2)1997年学図法改正まで、(3)2014年学図法改正まで、の3つに分けて考察する。

3.1 戦後から1980年代

この時代は各セクター内での活動が中心で、セクター間の関係性は非常に乏しいものであった。

「国家」では、主要なアクターである当時の文部省においては、学校図書館に対する関心は高いものではなかった。学図法は野党による議員立法により1953年に可決したが、政治家は

その後特に学校司書について「対立のある制度には触れない」と発言するなど制度的発展に困難な状況が生み出された。「高等教育機関」では、主要なアクターである日本図書館協会の大学教員らは、学図法制定時においては学校図書館専門職養成制度について高い関心を持っていた。しかし、その後司書資格課程の調整・実施、公共・大学図書館の整備の検討に忙しくなり、それに関心を持つ教員も非常に少数であった。そのため、学校図書館専門職養成制度について統一的な提言へとは繋がらなかった。「専門職団体」においては、1950年以降全国学校図書館協議会が主要なアクターとなったが、規約上個人会員を持たないため、全国の自治体が独自に雇用した学校司書たちが本音を語りあう場を求めて複数の専門職団体を結成した。

「専門職団体」内でも法制化された司書教諭と、法制化されていない学校司書との併置という独特の職員制度については意見の相違がみられた。戦後学校図書館について最も高い関心を持っていたのは「現場・施設」である。その主要なアクターである小・中・高等学校の教員たちは、戦前とは異なる自由教育に期待し、中心となって全国学校図書館協議会を結成した。しかし、1958年の学習指導要領の改訂により、学校現場では経験主義教育から系統主義的教育への転換を余儀なくされ、次第に学校図書館への関心は薄れていった。

これらのことからこの時代のセクター間の関係性は、戦後当初は「現場・施設」が学校図書館専門職養成制度について最も関心を持っていたが、国の教育政策に関する方向転換により大多数のアクターの関心は離れた。「専門職団体」のアクターである全国学校図書館協議会は議論が進まない「国家」の文部省に対して不信感を持ち³⁾、「高等教育機関」の学校図書館に対する関心の低下により、図書館情報学に関係する大学教員らとも困難な関係性にあった

4)。さらに「専門職団体」内では複数の専門職団体が出現し意見の統一が図れず、他のセクターに影響を与えるような関係性を保持することが難しい状態にあった。しかし、一部の「現場・施設」の教員は、全国学校図書館協議会などの「専門職団体」を足場に、限定的ではあるが積極的な活動を行った。

3.2 1997年学図法改正まで

この時代のセクター間の関係性は、子どもの読書離れを背景として、活況化してくる。

「国家」では、国会議員らが主要なアクターとして関わるようになった。特に児童文学作家を前身とする政治家の肥田美代子らが中心となり、学校図書館図書標準の設定、学校図書館の担当職員の増員、学校図書整備新五ヵ年計画の策定、そしてそれらを推し進めるための子どもと本の議員連盟発足など学校図書館に関する整備を次々と進めた。「高等教育機関」では、1997年の学図法改正まで大きな動きはなかったが、主に大学教員が参加する日本図書館協会図書館教育部会などが兼任の司書教諭の配置やその養成内容のレベルに対する危惧などを会報にて記載した⁵⁾。「専門職団体」では、子どもの読書離れを背景とした児童書関係者の動きが1993年子どもと本の出会いの会結成へと結実した。子どもと本の出会いの会には国会議員、出版社、全国学校図書館協議会をはじめとする専門職団体、読書に高い関心を持つ市民が所属し、積極的な交流を行った。その後出版社、全国学校図書館協議会の関係者は「国立の国際子ども図書館設立を推進する全国連絡会」や「学校図書館整備推進会議」などを発足し、子どもの読書離れに対して「国家」を後押しするようになった。しかし、各専門職団体では学校図書館の二職種制に関して意見が一つに集約されることはなかった。「現場・施設」では、この期間学校図書館に対して積極的な意見や議論は見られないが、一部の学校図書館の積極

的な活用をはかるアクターらは実践記録を多く残した。

これらのことからこの時代のセクター間の関係性は、子どもと本の出会いの会結成に代表されるように、セクター間を超えて「国家」のアクターを後押しするなど、新たな活動が見られた。特に四つのセクターに対して、読書と学校図書館を結びつけるよう積極的に働きかける出版社などの活動が顕著に見られた。

3.3 2014年学図法改正まで

この時代のセクター間の関係性は、四つのセクターとは異なる、出版社・新聞社や市民の影響力がより活発化した。

「国家」では子どもの活字離れと教育の情報化への対応を追い風として、学校図書館に対する取り組みが大きく変わった。まず国際子ども図書館設立推進議員連盟が子どもの未来を考える議員連盟に改名し、2001年子どもの読書活動の推進に関する法律の制定や、民間団体が読書を推進する際の資金難の解決を目的とした、子どもゆめ基金の創設に寄与した。2003年には活字文化議員連盟が発足し、2005年には文字・活字文化振興法が制定され、2007年には文字・活字文化推進機構が設立された。2011年には子どもの未来を考える議員連盟、文字・活字文化推進機構、学校図書館整備推進会議が学校図書館活性化協議会を発足させ、学校司書法制化への方向性が確認されると2014年、学図法改正は可決された。「高等教育機関」では、1997年の学図法改正により大学教員の採用が増加した。そのため、学図法制定当時から積極的に活動を行ってきた「現場・施設」の一部の教員や、「専門職団体」の各団体の主要な人物が「高等教育機関」に所属するようになった。各学会において研究の活性化がはかられる一方で、セクター内での議論は進むものの、他のセクターへの関わりは活発ではなかった。「専門職団体」では、全国学校図書館協議会以外の

アクターは国家との深い繋がりを持たなかった。しかし、読書に高い関心を持つ市民や学校図書館ボランティア、学校司書で構成される専門職団体は繋がりを強め、学校図書館を考える全国連絡会を結成し、「専任・専門・正規の学校司書配置」を要望して毎年全国集会にてアピールを公表した。「現場・施設」では、国内の各種学校に関する学校図書館以外の問題を多数抱え、学校図書館に関連する事柄は優先順位として必ずしも高いものではなかった。しかし前の時代から積極的に活動を行った一部の自治体では、拠点学校を中心として、学校図書館に対して予算を割くようになった。その結果として、自治体による学校図書館の差は深まった。

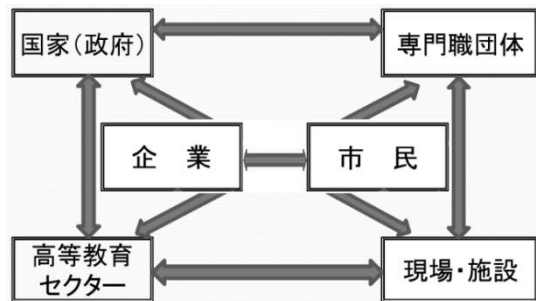
これらのことからこの時代のセクター間の関係性は、前の時代から続く企業と市民、「専門職団体」の全国学校図書館協議会と「国家」の政治家との関係性を背景に「国家」が主導し、読書や文字・活字に関連する多くの法整備が成された。「高等教育機関」は、そのアクターである大学の教員が有識者会議のメンバーとして、学校司書養成の制度化の議論に一部が参加していく動きがみられた。しかし学校図書館に関連する事柄の優先順位が高いものではなく、学校司書の養成課程の制度化が一部の大学で始められることになった。しかし、他のセクターへの働きかけは活発なものではなかった。

4. 考察

本研究で明らかになった学校図書館専門職養成制度の特徴と課題について三点述べる。

一点目に、学校図書館専門職養成制度において「文字・活字」をめぐるパワーポリティクスが強い影響力を有している点が挙げられる。1990年代以降に活発化した子供の活字離れを背景とした出版社・新聞社、読書に高い関心を持つ市民の関わりは、司書教諭・学校司書のパワーポリティクスにおいて四つのセクター以

外に新たな関係性を生み出した。こうした関係性が司書教諭・学校司書の専門職化と四つのセクターの関係性にどのような影響がもたらされるのか、今後議論する必要性があると考え。



第2図 司書教諭・学校司書のパワーポリティクス

二点目に、「専門職団体」セクター内には複数のアクターによるパワーバランスが存在していた。これは、(1) 主要なアクターである全国学校図書館協議会が、一校一人のみという環境下で勤務していた学校司書たちの本音を語りあう場として調整機能が十分機能していなかったこと、(2) 司書教諭が先行して法制化されたことに対して、実際は学校司書が先に配置されるという学図法と現状との乖離、以上二点に由来すると考えられる。現在各専門職団体は司書教諭・学校司書の職員制度について独自の見解を持っている。現状のままでは現場の職員たちの本音と法整備の内容が乖離していく可能性があるが、複数の専門職団体で本音を語りあうことが難しい状況にある。この場合、専門職団体には位置しない別のセクターが、それぞれの専門職団体の本音を把握しながら専門職化への働きかけを行うことが有用であると考え。

三点目に、「現場・施設」の学校図書館専門職養成制度に対する関係性の弱さが挙げられる。これは司書教諭・学校司書の法整備は基本的に「国家」、「専門職団体」セクターの一部と1990年代から学校図書館専門職養成制度に影響力を持つようになった出版社・新聞社、読書に高い関心を持つ市民の間で議論が成され、

2014年の法改正に至ったことによる。しかし2014年以降においても「現場・施設」は学校司書に対して国内一律の資格課程や配置の義務付けを望んでいない⁶⁷⁾。なお、「高等教育機関」においては議論が進むものの、司書教諭と学校司書について統合した一職種を目指す考え方と、現状の二職種の充実を目指す二つの考え方があり、統一された要望の提言は行われていない。これらの点については、今後議論の必要性があると考え。

引用・参考文献

- (1) 橋本鉦市. 専門職養成の日本的構造. 玉川大学出版部, 2009, p.16-18.
- (2) 橋本鉦市. 日本の専門職の構造について(全体像), シンポジウム「日本の専門職養成の構造からみた図書館専門職養成の検討」, 日本図書館情報学会, 2013, http://www.old.jslis.jp/events/130316/130316_hashimoto.pdf (2018-09-25 参照).
- (3) 全国学校図書館協議会『学校図書館五十年史』編集委員会. 学校図書館五十年史. 全国学校図書館協議会, 2004, p.47-48.
- (4) 深川恒喜. 日本図書館協会と全国学校図書館協議会との関係について. 図書館雑誌. 1978, vol.72, no.11, p.595-599.
- (5) 日本図書館協会図書館教育部会. 学校図書館法改正案の成立に寄せて. 日本図書館協会図書館学教育部会会報. 1997, no.45, p. 8-10.
- (6) 全国連合小学校長会. “資料1 全国連合小学校長会配付資料”, 学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議(第4回)配付資料. 2016, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/115/shiryo/attach/1368662.htm (2018-9-25 参照).
- (7) 全日本中学校長会. “資料2 全日本中学校長会配付資料”, 学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議(第4回)配付資料. 2016, http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/115/shiryo/attach/1368663.htm (2018-9-25 参照).